

# 「熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」の概要

H31.2 熊本県森林整備課

## 【ガイドラインの位置付け】

- ① 森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）により、経営管理が行われていない森林については、市町村が必要な権利を取得して自ら、又は「意欲と能力のある林業経営者（林業経営体）」に委託（経営管理実施権を設定）して経営管理を行うこととなる。
- ② 国は、経営管理実施権の設定を希望し、法第36条第2項各号の要件に適合する者（意欲と能力のある林業経営者）であると判断する項目とその基準の考え方を提示。
- ③ 県は、国が示した考え方を参考に基準（要件）を設定し、法第36条第2項の規定により経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、要件に適合する者【B】を公表。
- ④ 県は、併せて、このような経営体【B】へと育成を図る林業経営体（育成経営体）【A】も選定。
- ⑤ 県が設定する基準の一つに「伐採・造林に関する行動規範の策定等」があり、これには県が策定したガイドラインの遵守を約束することを含む。
- ⑥ なお、無秩序な森林の伐採や誤伐、それに起因する林地荒廃や土砂流出等の未然防止、森林資源の循環利用による持続可能な林業経営の確保等を推進するため、【B】及び【A】以外の者に対しても該当する項目の遵守を指導。

## 【ガイドラインの内容】

- 1 伐採・更新計画の作成
- 2 契約、許可・届出、制限の確認
  - (1) 森林の土地や立木の権利の確認
  - (2) 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林計画）の確認
  - (3) 保安林等法令による制限
  - (4) 補助事業の履歴の確認
  - (5) 森林の土地の購入の際の届出
- 3 路網・土場の整備
  - (1) 使用目的・期間に応じた整備
  - (2) 整備に当たっての留意事項
- 4 伐採に係る留意事項
  - (1) 伐採区域
  - (2) 作業実行上の配慮
- 5 造林に係る留意事項
  - (1) 更新方法
  - (2) 再造林に関する森林所有者への説明等
  - (3) 伐採と造林の一貫作業の推進等
  - (4) 苗木の確保
- 6 事業実施後の留意事項等
  - (1) 枝条残材、廃棄物の処理
  - (2) 路網・土場の管理等
  - (3) 事後評価
- 7 健全な事業活動
  - (1) 労働安全衛生
  - (2) 雇用改善・事業の合理化
  - (3) 作業請け負わせ
  - (4) 広域な事業活動への対応

